

鶴川女子短期大学の研究活動に係る不正防止規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鶴川女子短期大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為に関する取扱いについて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、研究活動を行う本学の教職員及び研究費又は本学の施設若しくは設備を利用して研究活動を行うすべての者を指す。

2 本規程において「研究活動に係る不正行為」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力することをいう。

(1) 研究上の不正行為

1. ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
2. 改ざん：研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
3. 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用する行為
4. その他：前3項に掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害を行う行為

(2) その他の不正行為

1. 不適切なオーサiership研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為
2. 人権等の侵害研究活動に協力する者、研究活動の対象となる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
3. 不適切な研究費使用等法令又は研究費を配分した機関が定める規則等及び本学の規程等に違反して研究費を不正に使用又は受給する行為
4. その他本学の研究者として、研究者の行動規範に著しく反する行為

3 この規程において「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力することをいう。

- (1) 架空の取引により研究費を支出し、業者等に預け金として管理させること。
- (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等に研究費を支出すること。
- (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等に研究費を支出すること。
- (4) 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等に研究費を支出すること。
- (5) 法令、本学の規則又は当該研究費の使用に係る指針等（以下「法令等」という。）に定められた用途以外の用途に研究費を支出すること。

(不正行為の禁止)

第3条 研究者等は、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為（以下「不正行為」という。）を行ってはならず、又不正行為の防止に努めなければならない。

(研究倫理に関する研修の実施)

第4条 研究に参加する研究者は、研究活動に係る法令、研究費の執行等に関する違反の防止等のための研修等、本学が開催する研究倫理に関する研修を受講しなければならない。

(遵守事項)

第5条 教職員等は、研究活動について使用に関する行動規範を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等は、公的研究費が本学で管理する公的な資金であることを認識し、公正に使用しなければならない。
 - (2) 教職員等は、公的研究費の使用に際して、関係法令や本学が定める規程及び使用ルール等を遵守しなければならない。
 - (3) 公的研究費の配分を受ける教職員等は、研究計画に基づき、公的研究費を遅滞なくかつ適正に執行しなければならない。
 - (4) 公的研究費の事務を担当する職員等は、研究者の研究活動の特性を理解し、公的研究費の事務処理を適正に行わなければならない。
 - (5) 教職員等は、相互に連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
 - (6) 教職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
 - (7) 教職員等は、公的研究費の使用にあたり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。
- 2 研究者等が学外から獲得した競争的研究資金等による研究を行う研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者並びに同資金等に関わる事務職員は、不正行為を行わないことを誓約した書面（以下「誓約書」という。）を学長に提出しなければならない。
- 3 前項の誓約書の様式は、第7条第1項に規定する短大企画本部の議を経て学長が定める。
- 4 公的研究費を原資とする研究を行う教職員等は、研究データを配分機関等から指定される期間保存し、必要とされる場合には開示しなければならない。

(研究費の取扱い手続き等)

第6条 本学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するとき又は支出した後、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

- 2 研究費に係る経理処理は、関係部署及び当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは次の各号のとおりとする。
- (1) 本学が研究者等に交付する研究費の場合には、「学校法人明泉学園経理規程」「学校法人明泉学園旅費規程」「学校法人明泉学園物品調達規程」及びこれらに関連する規則等で規定する会計処理に関する手続きに基づくものとする。
 - (2) 研究者等が学外から獲得した競争的研究資金等の場合には、「鶴川女子短期大学研究活動公正化推進規程」、当該競争的研究資金等を管轄する政府機関、独立行政法人、地方公共団体及び各種法人等が定める取扱い規則等並びに経理規則、旅費規則及びこれらに関連する規則等で規定する会計処理に関する手続きに基づくものとする。

3 本学は、研究費の獲得又は執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を「学校法人明泉学園文書管理規程」に定める期間保管しなければならない。

(学術研究倫理担当者の設置)

第7条 研究者等による不正行為を防止するため、学術研究倫理に関する運営・管理を短大企画本部が担当する。

(臨時委員)

第8条 第7条の規定にかかわらず、審議のために短大企画本部が必要と認めるときは、専門知識を有する者を臨時委員として審議に参加させることができる。

2 臨時委員は、教授会の議を経て、学長が期間を定めて任命又は委嘱する。

(審議事項)

第9条 短大企画本部は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究者等の不正行為に係る調査・対応に関する事項
- (2) 学術研究倫理に係る研究者等に対する周知、教育及び研修等の実施に関する事項
- (3) その他学術研究倫理に関する事項

(会議)

第10条 学術研究倫理についての会議は、短大企画本部の構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議決は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

3 当該不正行為に利害関係を有する委員は、審議に加わるできない。

(通報窓口)

第11条 研究活動に係る不正及び研究費の取扱いに係る不正行為についての通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)はコンプライアンス推進責任者である事務局長とする。

2 通報への対応の際は、通報者を保護する方策を講じなければならない。

(通報等の方法)

第12条 通報は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談などの手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、前条第1項の不正行為を行ったと疑われる研究者の氏名並びに不正行為の内容及び不正であるとする合理的理由等を可能な限り書面に明示して行わなければならない。

2 匿名の通報があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報の内容に応じ、自らの氏名を明らかにして通報した場合に準じて取扱うことができるものとする。

3 報道や学会等(以下、「報道等」という。)により研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、次条に定める方法によって対応するものとする。

(通報等の取扱い)

第13条 通報窓口は、通報を受けたとき、又は報道等により研究者の不正行為への疑いが指摘されたとき、直ちに最高管理責任者である学長に報告するものとする。この場合において、被通報者または報道等により不正行為への疑いが指摘された研究者(以下、「調査対象者」という。)に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機

関の長にその内容を通知するものとする。

- 2 学長は、通報等の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認し、次条に定める調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
- 3 学長は、通報に係る不正行為が今後行われようとしている旨の通報がなされた場合、その内容を確認・精査し相当の理由があると認めるときは、調査対象者に対し警告を行い、通報者に対しその旨を通知する。
- 4 学長は、通報に係る不正行為が既に行われたと認める場合には、次条に定める不正行為に関する調査を実施する。
- 5 報道等により研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、学長は、その内容について報道関係者等へ聞き取り調査等を行い、真偽を判断した上で、次条に定める調査の要否を決定する。

(不正行為に関する調査)

第14条 短大企画本部は、次に掲げる場合その他研究者等の不正行為に係る情報を得た場合には、予備調査を行った上で、必要に応じて調査委員会を設置する。

- (1) 通報窓口等を通じて研究者等に不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合
- (2) 監査その他の方法により研究者等の不正行為に係る情報を得た旨の報告を受けた場合

2 短大企画本部は、調査委員会を設置したときは、予備調査の結果を添えて、学長及び当該研究者等が所属する部署の長に報告するものとする。

3 調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副学長
- (2) 教務委員長
- (3) 教務課長
- (2) 副学長が、本学の教職員又は教職員以外の者のうちから短大企画本部の議を経て指名した者2名

4 調査委員会に委員長1人を置き、短大企画本部の委員長をもって充てる。

5 委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。

6 第12条の規定を調査委員会に関し準用する。

(調査委員会による調査の実施)

第15条 調査委員会は、不正行為に係る事実の調査を実施し、短大企画本部に対して、原則としてその設置の日から起算して1ヶ月以内に中間報告を行い、遅くとも3ヶ月以内に最終報告を行うこととする。ただし、止むを得ない事情がある場合は、最終報告を行う期限を1ヶ月を越えない範囲内で延期することができる。

2 調査委員会は、調査対象者、調査対象者が所属する部署及びその関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた調査対象者、部署及びその関係者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

3 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に

係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。

- 4 調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動及び本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないように十分配慮しなければならない。
- 5 調査委員会における調査は、事実に基づき、公平不偏にこれを実施しなければならない。
- 6 調査委員会において少数意見があったときは、第1項の中間報告及び最終報告にその少数意見を付記するものとする。

(調査対象者の不服申立)

第16条 短大企画本部は、前条第1項の中間報告及び最終報告を受けたときは、その内容を書面により、速やかに調査対象者に通知する。

2 調査対象者は、前項の規定により通知を受けた報告の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、短大企画本部に不服申立てを行うことができる。

3 前項の不服申立てを受けた短大企画本部は、当該不服申立ての内容を検討し、再調査を実施するか否かを決定するものとする。

4 短大企画本部は、再調査を実施する必要があると決定したときは、その理由を付して、書面により、調査対象者に通知するものとする。

5 短大企画本部が再調査を実施する必要があると決定したときは、調査委員会は速やかに再調査を実施し、その結果を短大企画本部に報告するものとする。

6 短大企画本部は、前項の再調査結果の報告を受けたときは、その内容を、書面により、速やかに調査対象者に通知する。

(学長等への報告等)

第17条 短大企画本部は、第17条の調査の結果（前条第5項の規定により再調査を実施した場合は、その結果。第3項において同じ。）を速やかに学長及び調査対象者の所属部署の長に報告するものとする。

2 調査委員会は、短大企画本部が前項の報告をしたときに解散する。

3 短大企画本部は、第17条の調査の結果、研究者等に不正行為があったと認められる場合は、学長に対し第1項の報告をする際に、不正行為の原因となった制度又は運用体制等の問題点及び再発防止のために教授会又は部署において実施すべき必要な措置（以下「是正措置等」という。）についての意見を付記するものとする。この場合において、少数意見があったときは、これを合わせて付記するものとする。

4 学長は、前項の意見が付された報告を受けたときは、教授会において実施すべきとされた是正措置等について検討を開始し、及び部署において実施すべきとされた是正措置等について、その実施を該当部署の長に勧告するものとする。

5 前項の規定による勧告を受けた部署の長は、その勧告に係る是正措置等の実施の状況について、学長に報告するものとする。

(配分機関への報告等)

第18条 学長は、通報等の受付から、210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる学外から獲得した競争的研究資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。なお、期限までに調査が完了していない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

- 2 学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には認定し、配分機関へ報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。また、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 4 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

(理事長への報告等)

第19条 短大企画本部は、第17条の中間報告及び最終報告を受けたときは、当該内容を審議の上、事実を認定し、最高管理責任者である学長は、認定した内容を速やかに理事長に報告するとともに、当該研究者等に対しての懲戒等の処分を上申することができる。

(調査結果の公表等)

第20条 学長は、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由により非公表とする必要があると認めた場合を除き、調査結果を公表しなければならない。この場合において、公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順が含まれているものとする。

(調査対象者への配慮)

第21条 短大企画本部、調査委員会、理事会又は学長等は、この規則に基づく権限を行使するときは、調査対象者又は調査に協力した者等の名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

- 2 調査において、調査対象者には、公正な聴聞、反論又は弁明の機会が提供されるものとする。この場合において、調査対象者が弁護士等の同席を申し出た場合は、正当な理由がない限りこれを拒否することができない。
- 3 短大企画本部は、調査対象者に不正行為があったと認められなかった場合は、必要に応じて調査対象者の名誉の回復に係る措置及び調査対象者の不利益の発生の防止に係る措置を講ずるよう、学長に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた学長は、当該意見において講ずべきとされた措置を講ずるものとする。
- 4 短大企画本部は、短大企画本部又は調査委員会に悪意をもって虚偽の情報を提供したと認められる者について、学長に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた学長は、当該情報提供者に対しての懲戒等の処分を理事長に上申することができる。

5 学長は、前項の規定により実施した懲戒等の状況について、短大企画本部に報告するものとする。

(守秘義務)

第22条 調査に係る業務に従事する者（以下「調査業務従事者」という。）は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する事項については、調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

3 短大企画本部は、第1項及び前項の規定に違反した調査業務従事者について、学長に意見を具申することができる。この場合において、意見具申を受けた学長は、当該調査業務従事者に対しての懲戒等の処分を理事長に上申することができる。

4 学長は、前項の規定により実施した懲戒等の状況について、短大企画本部に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第23条 調査業務従事者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項に規定する事項については、調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合について準用する。

(庶務)

第24条 短大企画本部及び調査委員会の庶務は、同委員会に任命された事務職員が処理する。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に必要な事項は、短大企画本部が別途定める。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事長の同意を得て学長が行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。